こ成母第 1120 号
令和７年６月 24 日

都道府県知事
各　保健所設置市市長　殿
特別区区長

こども家庭庁長官
（公印省略）

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和５年６月 30 日こ成母第 34 号本職通知「母子保健衛生費の国庫補助について」の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和７年６月１日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

収受
No. 670
7. 7.-1
日本看護協会

別　紙　　母子保健衛生費国庫補助金交付要綱　新旧対照表

新

別　紙

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

１～14　（略）

別表

１　区分	２　種目	３　基準額	４　対象経費	５　補助率
直接補助事業	こどもの心の診療ネットワーク事業	１都道府県（指定都市）当たり 1,525,000円×実施月数	こどもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	２分の１
	性と健康の相談センター事業	次により算出された額の合計額 １　基本分補助単価 876,000円×実施月数 ２　加算分補助単価 （１）夜間・休日対応加算 61,000円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数（小数点以下四捨五入）を実施月数に乗ずることがで	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬	２分の１

旧

別　紙

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

１～14　（略）

別表

１　区分	２　種目	３　基準額	４　対象経費	５　補助率
直接補助事業	こどもの心の診療ネットワーク事業	１都道府県（指定都市）当たり 1,525,000円×実施月数	こどもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	２分の１
	性と健康の相談センター事業	次により算出された額の合計額 １　基本分補助単価 876,000円×実施月数 ２　加算分補助単価 （１）夜間・休日対応加算 61,000円×実施月数 ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数（小数点以下四捨五入）を実施月数に乗ずることがで	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬	２分の１

新						旧					
			きる。 （２）特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算 【直営の場合】 ①　運営費 172,000円×実施月数 ②　初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③　交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】（１団体当たり） ①　運営費 343,200円×実施月数 ②　初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③　交通費支援 2,000円×助成件数 （３）若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ①　運営費 186,500円×実施月数 ②　SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ③　緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 【委託の場合】（１団体当たり） ①　運営費 402,600円×実施月数 ②　夜間・休日対応加算 61,000円×実施月数 ③　SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ④　緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 （４）出生前遺伝学的検査加算 ①　運営費 151,700円×実施月数	費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費				きる。 （２）特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算 【直営の場合】 ①　運営費 172,000円×実施月数 ②　初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③　交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】（１団体当たり） ①　運営費 343,200円×実施月数 ②　初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③　交通費支援 2,000円×助成件数 （３）若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ①　運営費 186,500円×実施月数 ②　SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ③　緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 【委託の場合】（１団体当たり） ①　運営費 402,600円×実施月数 ②　夜間・休日対応加算 61,000円×実施月数 ③　SNS等運用加算 10,888,000円（年額） ④　緊急一時的な居場所の確保加算 16,100円×宿泊日数 （４）出生前遺伝学的検査加算 ①　運営費 151,700円×実施月数	費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	

新					旧				
		② 研修費 28,700円×実施月数 （5）HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,695,000円 （6）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算 ① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 695,000円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 209,000円×実施月数 （7）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 7,700円（実際の相談費用の7割相当額を上限とする。）×相談件数					② 研修費 28,700円×実施月数 （5）HTLV-1母子感染対策加算 1都道府県あたり1,695,000円 （6）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算 ① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 695,000円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 209,000円×実施月数 （7）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 7,700円（実際の相談費用の7割相当額を上限とする。）×相談件数		
	不育症検査費用助成事業	1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年12月1日厚生労働省告示第340号） 抗ネオセルフβ2グリコプロテイン1複合体抗体検査（令和7年5月30日厚生労働省告示第167号） 検査費用の7割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。）×実施件数 2 広報啓発費用（事務費） 1自治体当たり 2,937,000円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		不育症検査費用助成事業	1 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年12月1日厚生労働省告示第340号） 検査費用の7割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000円を上限とする。）×実施件数 2 広報啓発費用（事務費） 1自治体当たり 2,937,000円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新

妊娠・出産包括支援事業

○市町村事業（ただし、1（2）多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業）

1　産前・産後サポート事業

(1)相談支援等

1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分（人）	単価(円)
2万人未満	170,900
2万人以上5万人未満	264,700
5万人以上10万人未満	508,300
10万人以上30万人未満	1,054,900
30万人以上70万人未満	1,360,000
70万人以上150万人未満	2,019,400
150万人以上	2,781,600

(2)多胎妊産婦等支援

①多胎ピアサポート事業

1都道府県又は市町村当たり

208,200円×実施月数

②多胎妊産婦等サポーター等事業

1都道府県又は市町村当たり

次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分（人）	単価(円)
2万人未満	169,400
2万人以上5万人未満	233,700
5万人以上10万人未満	426,800
10万人以上30万人未満	469,700
30万人以上70万人未満	491,100
70万人以上150万人未満	684,200
150万人以上	791,400

妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費

2分の1

旧

妊娠・出産包括支援事業

○市町村事業（ただし、1（2）多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業）

1　産前・産後サポート事業

(1)相談支援等

1市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分（人）	単価(円)
2万人未満	170,900
2万人以上5万人未満	264,700
5万人以上10万人未満	508,300
10万人以上30万人未満	1,054,900
30万人以上70万人未満	1,360,000
70万人以上150万人未満	2,019,400
150万人以上	2,781,600

(2)多胎妊産婦等支援

①多胎ピアサポート事業

1都道府県又は市町村当たり

208,200円×実施月数

②多胎妊産婦等サポーター等事業

1都道府県又は市町村当たり

次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。

人口区分（人）	単価(円)
2万人未満	169,400
2万人以上5万人未満	233,700
5万人以上10万人未満	426,800
10万人以上30万人未満	469,700
30万人以上70万人未満	491,100
70万人以上150万人未満	684,200
150万人以上	791,400

妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費

2分の1

新					旧				
		(3)妊産婦等への育児用品等支援 1,700円×実施件数 ※多胎及び同一年度内に２回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。 (4)出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 １市町村当たり 154,800円×実施月数 ②ピアサポート事業 １市町村当たり 59,000円×実施月数 ２　妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 １施設当たり 3,240,000円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 １施設当たり 7,560,000円 ３　こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 １市町村当たり 3,791,000円 ○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 １都道府県当たり 1,381,400円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 １都道府県あたり 338,000円					(3)妊産婦等への育児用品等支援 1,700円×実施件数 ※多胎及び同一年度内に２回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。 (4)出産や子育てに悩む父親支援 ①運営費及び研修費 １市町村当たり 154,800円×実施月数 ②ピアサポート事業 １市町村当たり 59,000円×実施月数 ２　妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 １施設当たり 3,240,000円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 １施設当たり 7,560,000円 ３　こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 １市町村当たり 3,791,000円 ○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 １都道府県当たり 1,381,400円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 １都道府県あたり 338,000円			
	産婦健康診査事業	5,000円×実施回数 （対象者１人につき２回を限度とする。）	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	２分の１		産婦健康診査事業	5,000円×実施回数 （対象者１人につき２回を限度とする。）	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	２分の１

新					旧				
	新生児聴覚検査体制整備事業	1　新生児聴覚検査体制整備事業 1都道府県当たり　2,373,400円 2　新生児聴覚検査管理等事業 1都道府県当たり 10,000,000円 3　聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1		新生児聴覚検査体制整備事業	1　新生児聴覚検査体制整備事業 1都道府県当たり　2,373,400円 2　新生児聴覚検査管理等事業 1都道府県当たり 10,000,000円 3　聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1都道府県当たり 13,156,620円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保管料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10		予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1都道府県当たり 13,156,620円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等(ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保管料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000円×5回(限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1市町村当たり 多胎妊婦一人につき 5,000円×5回(限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新					旧				
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	1　令和２年７月豪雨 ①　相談支援等事業 595,140円×実施月数 （被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る） ②　保健師等に対する研修の実施 （県） 982,240円 （指定都市、中核市） 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	２分の１		被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	1　令和２年７月豪雨 ③　相談支援等事業 595,140円×実施月数 （被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る） ④　保健師等に対する研修の実施 （県） 982,240円 （指定都市、中核市） 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	２分の１
		2　令和６年能登半島地震 ①　相談支援等事業 595,140円×実施月数 （被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る） ②　保健師等に対する研修の実施 （県） 982,240 円 （指定都市、中核市） 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	４分の３			2　令和６年能登半島地震 ①　相談支援等事業 595,140円×実施月数 （被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る） ②　保健師等に対する研修の実施 （県） 982,240 円 （指定都市、中核市） 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	４分の３

新					旧				
	母子保健対策強化事業	○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1市町村当たり 6,043,000円 ○都道府県・指定都市事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 Ⅰ　母子保健事業等推進体制整備事業 1都道府県当たり 2,373,000円 Ⅱ及びⅢ ・　各種健診等管理等事業 ・　先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業 1都道府県（指定都市）当たり 10,000,000円	母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費 母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1 2分の1		母子保健対策強化事業	○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1市町村当たり 6,043,000円 ○都道府県・指定都市事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 Ⅰ　母子保健事業等推進体制整備事業 1都道府県当たり 2,373,000円 Ⅱ及びⅢ ・　各種健診等管理等事業 ・　先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業 1都道府県（指定都市）当たり 10,000,000円	母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費 母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1 2分の1
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

新					旧				
	妊婦訪問支援事業	① 活動費　9,550円×訪問回数 ② 民間へ委託する場合の事業費 1事業者あたり　年額564,000円	妊婦訪問支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1		妊婦訪問支援事業	① 活動費　9,550円×訪問回数 ② 民間へ委託する場合の事業費 1事業者あたり　年額564,000円	妊婦訪問支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業	（個別健診・集団健診）1件あたり 30,000円	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	2分の1		特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業	（個別健診・集団健診）1件あたり 30,000円	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	2分の1

新				
	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業	1都道府県当たり 1,317,000円×実施月数	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
間接補助事業	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費（往復分） 妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合は実費額 に0．8 を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程 に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0．8を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦1人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2,000円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	3分の2

別紙様式第1　～　別紙様式第2　（略）

旧				
	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業	1都道府県当たり 1,317,000円×実施月数	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
間接補助事業	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	① 交通費（往復分） 妊婦1人につき、タクシーにより移動した場合は実費額 に0．8 を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程 に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に0．8を乗じて得た額 ② 宿泊費 妊婦1人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、1泊当たり2,000円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	3分の2

別紙様式第1　～　別紙様式第2　（略）

様式１　国庫補助金所要額調書（直接補助分）

（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県　指定都市　中核市名

概　目　等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①−②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額 月数等(a)	基準額 単価(b)	基準額 基準額 (b)×(a) (ア)	国庫補助基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤＋補助等) ⑥	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業												
性と健康の相談支援センター事業	基本分											
	加算分	夜間・休日対応加算										
		特定妊婦等に対する産科導入料受診等支援加算（直営）	運営費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		特定妊婦等に対する産科導入料受診等支援加算（委託）	運営費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）	運営費									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な避難所の確保費用									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）	運営費									
			夜間・休日対応加算									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な避難所の確保費用									
		出生前遺伝学的検査加算	運営費									
			研修費									
		HTLV-1等母子感染対策事業										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症等ネットワーク支援									
			ピア・サポート活動等への支援									
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と産に関する相談支援加算										
	計											
不育症検査費用助成事業	検査費用助成											
	広報啓発費用（事務費）											
	計											
妊婦・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分））	産前・産後サポート相談支援等	産前・産後サポート相談支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦等への宿泊先提供支援										
	出産や子育てに関する父親支援	産前セミナー等										
		ピアサポート事業										
	小　計											
	妊婦・出産包括支援緊急整備事業											
	こども家庭センター（母子等で世代包括支援センター機能部分）開設準備事業											
	計											
妊婦・出産包括支援推進事業（市町村分）	妊婦・出産包括支援推進事業											
産婦健康診査事業												
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業											
	新生児聴覚検査管理等事業											
	聴覚検査機器購入支援事業											
	計											
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業												
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業											
	保健師等に対する研修の実施											
	計											
母子保健対策強化事業（市町村分）												
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）											
	[illegible]											
	計											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事務費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業												
合　計												

当該年度開始時点の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)(市)

（注１）「国庫補助基本額⑤」欄は、⑤、(ア)のどちらか少ない方の額を記入すること。

（注２）性と健康の相談センター事業のうち（ｲ）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と産に関する相談支援加算の「基準額（⑥×⑦）(ア)」欄は、別紙（様式１−１）の「基準額(ア)」欄の合計額を記入すること。
不育症検査費用助成事業のうち「受精卵検査を用いた着床前胚」の「基準額（(b)×(b)）(ア)」欄は、別紙（様式１−２）の「基準額(ア)」欄の合計額を記入すること。

様式１　国庫補助金所要額調書（直接補助分）

（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県　指定都市　中核市名

概　目　等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①−②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額 月数等(a)	基準額 単価(b)	基準額 基準額 (b)×(a) (ア)	国庫補助基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤＋補助等) ⑥	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業												
性と健康の相談支援センター事業	基本分											
	加算分	夜間・休日対応加算										
		特定妊婦等に対する産科導入料受診等支援加算（直営）	運営費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		特定妊婦等に対する産科導入料受診等支援加算（委託）	運営費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）	運営費									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な避難所の確保費用									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）	運営費									
			夜間・休日対応加算									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な避難所の確保費用									
		出生前遺伝学的検査加算	運営費									
			研修費									
		HTLV-1等母子感染対策事業										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症等ネットワーク支援									
			ピア・サポート活動等への支援									
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と産に関する相談支援加算										
	計											
不育症検査費用助成事業	検査費用助成	受精卵検査を用いた着床前胚検査										
	広報啓発費用（事務費）											
	計											
妊婦・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分））	産前・産後サポート相談支援等	産前・産後サポート相談支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦等への宿泊先提供支援										
	出産や子育てに関する父親支援	産前セミナー等										
		ピアサポート事業										
	小　計											
	妊婦・出産包括支援緊急整備事業											
	こども家庭センター（母子等で世代包括支援センター機能部分）開設準備事業											
	計											
妊婦・出産包括支援推進事業（市町村分）	妊婦・出産包括支援推進事業											
産婦健康診査事業												
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業											
	新生児聴覚検査管理等事業											
	聴覚検査機器購入支援事業											
	計											
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業												
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業											
	保健師等に対する研修の実施											
	計											
母子保健対策強化事業（市町村分）												
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）											
	[illegible]											
	計											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事務費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業												
合　計												

当該年度開始時点の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)(市)

（注１）「国庫補助基本額⑤」欄は、⑤、(ア)のどちらか少ない方の額を記入すること。

（注２）性と健康の相談センター事業のうち（ｲ）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と産に関する相談支援加算の「基準額（⑥×⑦）(ア)」欄は、別紙（様式１−１）の「基準額(ア)」欄の合計額を記入すること。
不育症検査費用助成事業のうち「受精卵検査を用いた着床前胚」の「基準額（(b)×(b)）(ア)」欄は、別紙（様式１−２）の「基準額(ア)」欄の合計額を記入すること。

新

別添（様式１－１）　（略）

別添（様式１－２）

不育症検査費用助成事業

実施 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。
（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式１（県間接）　～　別紙様式第３（変更申請）　（略）

旧

別添（様式１－１）　（略）

別添（様式１－２）

不育症検査費用助成事業（流死産検体を用いた遺伝子検査）

実施 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。
（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式１（県間接）　～　別紙様式第３（変更申請）　（略）

様式２　国庫補助金所要額調書（直接補助分）
（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県・指定都市・中核市名

種目等			総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基本額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	国庫補助額（⑦×補助率）⑨	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業												
性と健康の相談支援センター事業	基本分											
	加算分	夜間・休日対応加算										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）：運営費										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）：初回産科受診料支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）：交通費支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）：運営費										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）：初回産科受診料支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）：交通費支援										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）：運営費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）：SNS等運用費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）：緊急一時的な居場所の確保費用										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：運営費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：夜間・休日対応加算										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：SNS等運用費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：緊急一時的な居場所の確保費用										
		出生前遺伝学的検査加算：運営費										
		出生前遺伝学的検査加算：研修費										
		HTLV-1等母子感染対策事業										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業：不妊症・不育症支援ネットワーク運営										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業：ピア・サポート活動等への参画										
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と出産に関する相談支援加算										
	計											
不育症検査費用助成事業	検査費用助成											
	広報啓発費用（事業費）											
	計											
妊婦・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦サポーター等事業については都道府県及び市町村分）））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート電話支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦等への育児用品等支援										
		出産や子育てに悩むママ応援事業：産後及び育児等										
		出産や子育てに悩むママ応援事業：ピアサポート事業										
	小計											
	妊婦・出産包括支援緊急整備事業											
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）設置準備事業											
	計											
妊婦・産後ケア事業（任意事業）	妊婦・出産包括支援推進事業											
産婦健康診査事業												
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業											
	新生児聴覚検査管理等事業											
	聴覚検査機器購入等事業											
	計											
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業												
多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業											
	保健師等に対する研修の実施											
	計											
母子保健対策強化事業（市町村分）												
母子保健対策強化事業	母子保健推進員配置等強化事業（都道府県分）											
	子育て世代包括支援センターの設置（市町村分）（母子保健推進員配置事業（市町村分）を除く。）											
	計											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事業費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業												
合　計												
令和6年度開始者の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）※1						ひがし区分の場合の補助金収入額			補助対象額分			
									補助（上限額）額（⑨・⑩・⑪）			

（注１）「国庫補助基本額」欄は、①、②及び③とを比較して少ない方の額を記入すること。
（注２）性と健康の相談センター事業のうち（７）基礎疾患のある妊産婦への妊娠と出産に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別表（様式１）の「基準額⑦」欄の合計額を記入すること。
不育症検査費用助成事業のうち「児死産検査を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別表（様式１－２）の「基準額⑦」欄の合計額を記入すること。

様式２　国庫補助金所要額調書（直接補助分）
（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県・指定都市・中核市名

種目等			総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基本額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	国庫補助額（⑦×補助率）⑨	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業												
性と健康の相談支援センター事業	基本分											
	加算分	夜間・休日対応加算										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）：運営費										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）：初回産科受診料支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）：交通費支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）：運営費										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）：初回産科受診料支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）：交通費支援										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）：運営費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）：SNS等運用費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）：緊急一時的な居場所の確保費用										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：運営費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：夜間・休日対応加算										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：SNS等運用費										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）：緊急一時的な居場所の確保費用										
		出生前遺伝学的検査加算：運営費										
		出生前遺伝学的検査加算：研修費										
		HTLV-1等母子感染対策事業										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業：不妊症・不育症支援ネットワーク運営										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業：ピア・サポート活動等への参画										
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と出産に関する相談支援加算										
	計											
不育症検査費用助成事業	検査費用助成											
	広報啓発費用（事業費）											
	計											
妊婦・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦サポーター等事業については都道府県及び市町村分）））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦等への育児用品等支援										
		出産や子育てに悩むママ応援事業：産後及び育児等										
		出産や子育てに悩むママ応援事業：ピアサポート事業										
	小計											
	妊婦・出産包括支援緊急整備事業											
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）設置準備事業											
	計											
妊婦・産後ケア事業（任意事業）	妊婦・出産包括支援推進事業											
産婦健康診査事業												
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業											
	新生児聴覚検査管理等事業											
	聴覚検査機器購入等事業											
	計											
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業												
多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業											
	保健師等に対する研修の実施											
	計											
母子保健対策強化事業（市町村分）												
母子保健対策強化事業	母子保健推進員配置等強化事業（都道府県分）											
	子育て世代包括支援センターの設置（市町村分）（母子保健推進員配置事業（市町村分）を除く。）											
	計											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事業費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業												
合　計												
令和6年度開始者の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）※1						ひがし区分の場合の補助金収入額			補助対象額分			
									補助（上限額）額（⑨・⑩・⑪）			

（注１）「国庫補助基本額」欄は、①、②及び③とを比較して少ない方の額を記入すること。
（注２）性と健康の相談センター事業のうち（７）基礎疾患のある妊産婦への妊娠と出産に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別表（様式１）の「基準額⑦」欄の合計額を記入すること。
不育症検査費用助成事業のうち「児死産検査を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別表（様式１－２）の「基準額⑦」欄の合計額を記入すること。

新

別添（様式２－１）　（略）

別添（様式２－２）

不育症検査費用助成事業

実施件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式２（県間接）　～　別紙様式第４（実績）　（略）

旧

別添（様式２－１）　（略）

別添（様式２－２）

不育症検査費用助成事業（流死産検体を用いた遺伝子検査）

実施件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式２（県間接）　～　別紙様式第４（実績）　（略）

様式３　国庫補助金精算額調書
（都道府県・指定都市・中核市用）

区分			事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の実支出額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	事業費補助額（⑧×補助率）⑨	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業												
性と健康の相談支援センター事業	基本分											
	加算分	夜間・休日対応加算										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（借置）	謝金費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（参拝）	謝金費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（借置）	謝金費									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な居場所への委託費用									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（参拝）	謝金費									
			夜間・休日対応加算									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な居場所への委託費用									
		出生前遺伝学的検査加算	謝金費									
			研修費									
		HTLV-1等母子感染対策事業										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症ネットワーク学習									
			ピア・サポート活動等への学習									
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠に関する相談支援加算										
	計											
下肢症検査費用助成事業	検査費用助成											
	広報啓発費用（事務費）											
	計											
妊婦・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分）））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦への宅配品等支援										
		出産やすらぎ・安心サポート事業	産後宅配ケア事業									
			ピアサポート事業									
	小計											
	妊婦・出産包括支援費負担事業											
	こども家庭センター（母子等で官民包括支援センター機能部分）関係事業費											
	計											
妊婦・出産包括支援事業費助成事業	妊婦・出産包括支援事業費助成事業											
産婦健康診査事業												
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業											
	新生児聴覚検査管理事業											
	聴覚検査機器購入支援事業											
	計											
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業												
多胎妊娠の妊婦健診費支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援事業											
	保健師等に対する研修の実施											
	計											
母子保健対策強化事業（市町村分）												
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）											
	母子健康手帳交付時面接・支援プログラム等策定に係る経費（都道府県・指定都市分）											
	計											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事務費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業												
合計												
当該年度開始時の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）（市）									交付決定額⑩	国庫補助金受入額⑪	差引額（⑩－⑪）不足額（⑪－⑩）⑫	
											精算額⑬	

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、⑦、⑥及び⑤のいずれとも比較して少ない方の額を記入すること。
（注２）性と健康の相談センター事業のうち「⑦」基礎疾患のある妊産婦等への妊娠に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別紙（様式１）の「基準額⑥」欄の合計額を記入すること。
　　下肢症検査費用助成事業のうち「光学遺伝子法を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別紙（様式１：２）の「基準額⑥」欄の合計額を記入すること。

様式３　国庫補助金精算額調書
（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県・指定都市・中核市名

区分			事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の実支出額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	事業費補助額（⑧×補助率）⑨	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業												
性と健康の相談支援センター事業	基本分											
	加算分	夜間・休日対応加算										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（借置）	謝金費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（参拝）	謝金費									
			初回産科受診料支援									
			交通費支援									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（借置）	謝金費									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な居場所への委託費用									
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（参拝）	謝金費									
			夜間・休日対応加算									
			SNS等運用費									
			緊急一時的な居場所への委託費用									
		出生前遺伝学的検査加算	謝金費									
			研修費									
		HTLV-1等母子感染対策事業										
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症ネットワーク学習									
			ピア・サポート活動等への学習									
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠に関する相談支援加算										
	計											
下肢症検査費用助成事業	検査費用助成											
	広報啓発費用（事務費）											
	計											
妊婦・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分）））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦への宅配品等支援										
		出産やすらぎ・安心サポート事業	産後宅配ケア事業									
			ピアサポート事業									
	小計											
	妊婦・出産包括支援費負担事業											
	こども家庭センター（母子等で官民包括支援センター機能部分）関係事業費											
	計											
妊婦・出産包括支援事業費助成事業	妊婦・出産包括支援事業費助成事業											
産婦健康診査事業												
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業											
	新生児聴覚検査管理事業											
	聴覚検査機器購入支援事業											
	計											
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業												
多胎妊娠の妊婦健診費支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援事業											
	保健師等に対する研修の実施											
	計											
母子保健対策強化事業（市町村分）												
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）											
	母子健康手帳交付時面接・支援プログラム等策定に係る経費（都道府県・指定都市分）											
	計											
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事務費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業												
合計												
当該年度開始時の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）（市）									交付決定額⑩	国庫補助金受入額⑪	差引額（⑩－⑪）不足額（⑪－⑩）⑫	
											精算額⑬	

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、⑦、⑥及び⑤のいずれとも比較して少ない方の額を記入すること。
（注２）性と健康の相談センター事業のうち「⑦」基礎疾患のある妊産婦等への妊娠に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別紙（様式１）の「基準額⑥」欄の合計額を記入すること。
　　下肢症検査費用助成事業のうち「光学遺伝子法を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別紙（様式１：２）の「基準額⑥」欄の合計額を記入すること。

新

別添（様式３－１）　（略）

別添（様式３－２）

不育症検査費用助成事業

実施 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式３（県間接）　～　別紙様式第５（仕入控除）　（略）

旧

別添（様式３－１）　（略）

別添（様式３－２）

不育症検査費用助成事業（流死産検体を用いた遺伝子検査）

実施 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式３（県間接）　～　別紙様式第５（仕入控除）　（略）

【改正後全文】

こ成母第34号
令和5年6月30日
一部改正 こ成母第14号
令和6年1月17日
こ成母第198号
令和6年6月5日
こ成母第113号
令和7年2月14日
こ成母第651号
令和7年5月13日
こ成母第1120号
令和7年6月24日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

こども家庭庁長官
（公印省略）

母子保健衛生費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。なお、平成26年5月30日厚生労働省発雇児0530第3号「母子保健衛生費の国庫補助について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別　紙

母子保健衛生費国庫補助金交付要綱

（通則）

1　母子保健衛生費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所管に属する補助金等交付規則（令和５年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2　この補助金は、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを交付の目的とする。

（交付の対象）

3　この補助金は、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和５年６月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）及び「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の実施について」（令和６年４月１日こ成母第 90 号・医政発 0401 第３号こども家庭庁成育局長、厚生労働省医政局長連名通知）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。

（１）都道府県及び指定都市が行うこどもの心の診療ネットワーク事業

（２）都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が行う性と健康の相談センター事業のうち「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」（令和５年６月 30 日こ成母第 36 号こども家庭庁成育局長通知）の別添２の３(12)(13)を除く事業

（３）都道府県等が行う不育症検査費用助成事業

（４）都道府県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う妊娠・出産包括支援事業

（５）市町村が行う産婦健康診査事業

（６）都道府県が行う新生児聴覚検査体制整備事業

（７）都道府県が行う予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

（８）市町村が行う多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

（９）令和２年７月豪雨及び令和６年能登半島地震により被害を受けた都道府県及び左記都道府県内の市町村が行う被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

(10) 都道府県、市町村が行う母子保健対策強化事業

(11) 市町村が行う低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

(12) 市町村が行う妊婦訪問支援事業
(13) 市町村が行う妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に対して、都道府県が補助する事業（間接補助事業）
(14) 市町村が行う特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業
(15) 都道府県が行う妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

（交付額の算定方法）
4　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
ただし、算出された合計額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
（1）３のうち市町村が行う（４）及び都道府県が行う（13）を除く事業（直接補助事業）
①　別表の第２欄に定める種目ごとに、第３欄に定める基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
②　①により選定されたそれぞれの額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。
（2）３のうち市町村が行う（４）の事業（直接補助事業）
①　（４）の事業のうち産前・産後サポート事業を実施する場合は、別表の第３欄１に定める基準額の合計額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
（４）の事業のうち妊娠・出産包括支援緊急整備事業を実施する場合は、別表の第３欄２に定める基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
（４）の事業のうちこども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業を実施する場合は、別表の第３欄３に定める基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
②　①により選定された額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を算出する。
（3）３のうち都道府県が行う（13）の事業（間接補助事業）
①　市町村ごとに、交通費及び宿泊費それぞれについて、別表の第３欄に定める基準額と、第４欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
②　①により選定された額の合計額に４分の３を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を算

出する。

（交付の条件）

5　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。

（4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第１項第２号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（5）こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（7）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（8）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、別紙様式第５により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月 30 日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（9）都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付

さなければならない。

（1）から（3）まで、（7）及び（8）に掲げる条件。

ただし、（1）から（3）まで及び（8）中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、（8）中「国庫」とあるのは「都道府県」と、（7）及び（8）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとし、（7）のただし以降の記載は削除するものとする。

(11) 間接補助事業者から間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

6　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）適正化法第 26 条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。以下同じ。）は、別紙様式第２による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめのうえ毎年度７月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（2）（1）以外で都道府県、保健所設置市及び特別区がこの補助金の交付を受ける場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第２による申請書を毎年度７月末日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（変更申請手続）

7　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第３による変更交付申請書を６に定める申請手続の例により、毎年度１月末日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と比較して、申請額の増減又は事業の新設・中止等の変更がないものについては、提出を要しない。

（交付決定の通知）

8　都道府県知事は、３のうち市町村が行う（4）、（5）、（8）、（9）、(10)、(11) 及び (12) の事業についてこども家庭庁長官の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村長に対し、別紙様式第２－２又は別紙様式第３－２により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（交付決定を行うまでの標準的期間）

9　こども家庭庁長官は、６又は７による申請書が到達した日から起算して原則として 50 日以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（概算払）

10　こども家庭庁長官は、この補助金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

（実績報告）

11　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）適正化法第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市町村長は、別紙様式第４による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度４月10日まで（５の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して１か月を経過した日）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（２）（１）以外で都道府県、保健所設置市及び特別区が補助金の交付を受けた場合

都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長は、別紙様式第４による報告書を翌年度４月 10 日まで（５の（２）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して１か月を経過した日）にこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（国庫補助金の額の確定の通知）

12　都道府県知事は、３のうち市町村が行う（４）、（５）、（８）、（９）、(10)、(11) 及び (12) の事業についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、市町村長に対し、別紙様式第４－２により、速やかに確定の通知を行うものとする。

（補助金の返還）

13　こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

14　特別の事情により、４、６、７及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別　表

1　区分	2　種目	3　基準額	4　対象経費	5 補助率
直接補助事業	こどもの心の診療ネットワーク事業	1都道府県（指定都市）当たり 1,525,000円×実施月数	こどもの心の診療ネットワーク事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	性と健康の相談センター事業	次により算出された額の合計額 1　基本分補助単価 876,000円×実施月数 2　加算分補助単価 （1）夜間・休日対応加算 61,000円×実施月数 ※　ただし、妊娠に悩む者に対する専任の相談員を配置し、開設時間が週40時間を超える時間は、当該40時間を超える時間を14時間で除した数（小数点以下四捨五入）を実施月数に乗ずることができる。 （2）特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算 【直営の場合】 ①　運営費 172,000円×実施月数 ②　初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③　交通費支援 2,000円×助成件数 【委託の場合】（1団体当たり） ①　運営費 343,200円×実施月数 ②　初回産科受診料等支援 10,000円×助成件数 ③　交通費支援 2,000円×助成件数 （3）若年妊婦等に対する支援体制強化加算 【直営の場合】 ①　運営費 186,500円×実施月数	性と健康の相談センター事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1

		② SNS 等運用加算 10,888,000 円（年額） ③ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数 【委託の場合】（１団体当たり） ① 運営費 402,600 円×実施月数 ② 夜間・休日対応加算 61,000 円×実施月数 ③ SNS 等運用加算 10,888,000 円（年額） ④ 緊急一時的な居場所の確保加算 16,100 円×宿泊日数 （４）出生前遺伝学的検査加算 ① 運営費 151,700 円×実施月数 ② 研修費 28,700 円×実施月数 （５）HTLV-1 母子感染対策加算 １都道府県あたり 1,695,000 円 （６）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算 ① 不妊症・不育症等ネットワーク支援 695,000 円×実施月数 ② ピア・サポート活動等への支援 209,000 円×実施月数 （７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算 7,700 円（実際の相談費用の７割相当額を上限とする。）×相談件数		
	不育症検査費用助成事業	１ 検査費用助成 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和４年 12 月１日厚生労働省告示第 340 号）、抗ネオセルフβ_2グリコプロテインⅠ複合体抗体検査（令和７年５月 30 日厚生労働省告示第 167 号） 検査費用の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、60,000 円を上限とする。）×実施件数 ２ 広報啓発費用（事務費） １自治体当たり 2,937,000 円	不育症検査費用助成事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	２分の１

<table>
<tr>
<td>妊娠・出産包括支援事業</td>
<td>○市町村事業（ただし、１（2）多胎妊産婦等支援事業については都道府県及び市町村事業）
１　産前・産後サポート事業
(1)相談支援等
１市町村当たり 、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。
<table>
<tr><th>人口区分（人）</th><th>単価(円)</th></tr>
<tr><td>２万人未満</td><td>170,900</td></tr>
<tr><td>２万人以上５万人未満</td><td>264,700</td></tr>
<tr><td>５万人以上 10 万人未満</td><td>508,300</td></tr>
<tr><td>10 万人以上 30 万人未満</td><td>1,054,900</td></tr>
<tr><td>30 万人以上 70 万人未満</td><td>1,360,000</td></tr>
<tr><td>70 万人以上 150 万人未満</td><td>2,019,400</td></tr>
<tr><td>150 万人以上</td><td>2,781,600</td></tr>
</table>
(2)多胎妊産婦等支援
①　多胎ピアサポート事業
１都道府県又は市町村当たり
208,200 円×実施月数
②　多胎妊産婦等サポーター等事業
１都道府県又は市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単価×実施月数とする。
<table>
<tr><th>人口区分（人）</th><th>単価(円)</th></tr>
<tr><td>２万人未満</td><td>169,400</td></tr>
<tr><td>２万人以上５万人未満</td><td>233,700</td></tr>
<tr><td>５万人以上 10 万人未満</td><td>426,800</td></tr>
<tr><td>10 万人以上 30 万人未満</td><td>469,700</td></tr>
<tr><td>30 万人以上 70 万人未満</td><td>491,100</td></tr>
<tr><td>70 万人以上 150 万人未満</td><td>684,200</td></tr>
<tr><td>150 万人以上</td><td>791,400</td></tr>
</table>
(3)妊産婦等への育児用品等支援
1,700 円×実施件数
※多胎及び同一年度内に２回妊娠した妊婦の場合は、こどもの数に応じて支払う。

(4)出産や子育てに悩む父親支援
①　運営費及び研修費
１市町村当たり
154,800 円×実施月数
②　ピアサポート事業
１市町村当たり
59,000 円×実施月数</td>
<td>妊娠・出産包括支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、並びに報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び賄材料費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、修繕費、負担金、補助及び交付金、扶助費</td>
<td>２分の１</td>
</tr>
</table>

	2　妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ※本事業のみの実施も可能とする。 ・産前・産後サポート事業の実施場所の修繕 1施設当たり 3,240,000 円 ・産後ケア事業の実施場所の修繕 1施設当たり 7,560,000 円 3　こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 1市町村当たり 3,791,000 円 ○都道府県事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業 1都道府県当たり 1,381,400 円 ・産後ケア事業を、市町村の共同で実施することを推進する場合の加算 1都道府県あたり 338,000 円		
産婦健康診査事業	5,000 円×実施回数 （対象者1人につき2回を限度とする。）	産婦健康診査事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
新生児聴覚検査体制整備事業	1　新生児聴覚検査体制整備事業 1都道府県当たり　2,373,400 円 2　新生児聴覚検査管理等事業 1都道府県当たり　10,000,000 円 3　聴覚検査機器購入支援事業 3,600,000 円×医療機関数	新生児聴覚検査体制整備事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1都道府県当たり 13,156,620 円	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷	10分の10

		製本費）、役務費（通信運搬費、保管料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	1市町村当たり 多胎妊婦一人につき5,000円×5回(限度)	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	1　令和2年7月豪雨 ①　相談支援等事業 595,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ②　保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240 円 (指定都市、中核市) 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
	2　令和6年能登半島地震 ①　相談支援等事業 595,140円×実施月数 (被災した妊産婦・乳幼児を主とした相談支援ではなく、一般的な相談支援の中で対応している場合は、被災したことによる相談に要する費用に限る) ②　保健師等に対する研修の実施 (県) 982,240 円 (指定都市、中核市) 491,120 円	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の3

母子保健対策強化事業	○市町村事業 (1) 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 1市町村当たり 6,043,000円 ○都道府県・指定都市事業 (2) 母子保健に関する都道府県広域支援強化事業 Ⅰ　母子保健事業等推進体制整備事業 1都道府県当たり　2,373,000円 Ⅱ及びⅢ ・　各種健診等管理等事業 ・　先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業 1都道府県（指定都市）当たり 10,000,000円	母子保健対策強化事業（市町村事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費 母子保健対策強化事業（都道府県事業）に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	10,000円×助成件数	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
妊婦訪問支援事業	①　活動費　9,550円×訪問回数 ②　民間へ委託する場合の事業費 1事業者あたり　年額564,000円	妊婦訪問支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1

	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業	（個別健診・集団健診）１件あたり 30,000円	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、負担金、補助金及び交付金	２分の１
	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業	１都道府県当たり 1,317,000円×実施月数	妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	２分の１
間接補助事業	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	①　交通費（往復分） 妊婦１人につき、タクシーにより移動した場合は実費額 に０．８を乗じて得た額、その他の移動手段により移動した場合は市町村の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に０．８を乗じて得た額 ②　宿泊費 妊婦１人につき、実費額（市町村の旅費規程に準じて算出した額を上限とする。）から、１泊当たり2,000円を控除した額	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	３分の２

別紙様式第１

（元号）　年度　母子保健衛生費国庫補助金調書

補助事業者名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
母子保健衛生費 16 母子保健衛生費補助金	円			円	円		円	円	円	円	

（注）１　「地方公共団体」の「科目」は、歳出にあっては、款、項、目、節を、歳入にあたっては款、項、目をそれぞれ記載すること

２　「予算現額」は、歳入にあっては、当該予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当該予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

３　「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第２

番　　号
年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長

（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
（また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。）

１　国庫補助金申請額　　金　　円
（都道府県分　　金　　円
市町村分　　金　　円）
（※都道府県分に間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること）

２　国庫補助金所要額調書　　［ 様式１ ］

３　添付書類
(1)　当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
(2)　その他参考資料
（(3)　国庫補助金所要額市町村別集計表［様式１－２］
(4)　市町村長から提出のあった交付申請書）

※（　）内については、交付要綱６（１）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

様式１　国庫補助金所要額調書（直接補助分）
（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県・指定都市・中核市名

種目等				総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	要国庫補助額(⑧×補助率)⑨	備考
				円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業													
性と健康の相談支援センター事業	基本分												
	加算分	夜間・休日対応加算											
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）	運営費										
			初回産科受診料支援										
			交通費支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）	運営費										
			初回産科受診料支援										
			交通費支援										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）	運営費										
			SNS等運用費										
			緊急一時的な居場所の確保費用										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）	運営費										
			夜間・休日対応加算										
			SNS等運用費										
			緊急一時的な居場所の確保費用										
		出生前遺伝学的検査加算	運営費										
			研修費										
		HTLV-1等母子感染対策事業											
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症等ネットワーク支援										
			ピア・サポート活動等への支援										
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算											
	計												
不育症検査費用助成事業	検査費用助成												
	広報啓発費用（事務費）												
	計												
妊娠・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等											
		多胎ピアサポート事業											
		多胎妊産婦等サポーター等事業											
		妊産婦等への育児用品等支援											
		出産や子育てに悩む父親支援	運営費及び研修費										
			ピアサポート事業										
		小計											
	妊娠・出産包括支援緊急整備事業												
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業												
	計												
妊娠・出産包括支援事業（都道府県分）	妊娠・出産包括支援推進事業												
産婦健康診査事業													
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業												
	新生児聴覚検査管理等事業												
	聴覚検査機器購入支援事業												
	計												
予防のためのこども死亡検証体制整備モデル事業													
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業													
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業												
	保健師等に対する研修の実施												
	計												
母子保健対策強化事業（市町村分）													
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）												
	各種健診等管理等事業・先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業（都道府県・指定都市分）												
	計												
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業													
妊婦訪問支援事業	活動費												
	事業費（民間委託の場合の加算）												
	計												
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業													
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業													
合計													
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)(市)													

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
（注２）性と健康の相談センター事業のうち（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別添（様式1－1）の「基準額④」欄の合計額を記入すること。
不育症検査費用助成事業のうち「流死産検体を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別添（様式1－2）の「基準額⑤」欄の合計額を記入すること。

別添（様式１－１）

性と健康の相談センター事業
（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算

NO	件数（見込み） ①	相談費用（見込み） ②	７割相当額 ③(②×0.7)	基準額 （１件あたり） ④	基準額 （合計） ⑤（①×④）
1			円	円	円
2			円	円	円
3			円	円	円
4			円	円	円
5			円	円	円
6			円	円	円
7			円	円	円
8			円	円	円
9			円	円	円
10			円	円	円
11			円	円	円
12			円	円	円
13			円	円	円
14			円	円	円
15			円	円	円
16			円	円	円
17			円	円	円
18			円	円	円
19			円	円	円
20			円	円	円
合計	件	円			円

（注１）「７割相当額③」欄は、「相談費用②」欄の７割相当額（百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

別添（様式１－２）

不育症検査費用助成事業

実施件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式１　国庫補助金所要額調書（間接補助分）
（都道府県用）

都道府県名

市町村名	種目等		総事業費 ①	寄付金その他の収入額②	差引額 （①－②） ③	対象経費の支出予定額④	基準額⑤	選定額⑥	（⑥×３／４） ⑦	都道府県補助額 ⑧	国庫補助基本額 ⑨	要国庫補助額 （⑨×２／３） ⑩	備考
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
都道府県合計	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費	交通費支援											
		宿泊費支援											
	合計												
総合計													

（注１）「選定額⑥」欄は、③、④及び⑤を比較して少ない方の額を算出する。
（注２）「国庫補助基本額⑨」欄は、⑦及び⑧を比較して少ない方の額を算出する。

様式１　国庫補助金所要額調書

（市区町村用）

市区町村名

種目等			総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	要国庫補助額（⑧×補助率）⑨	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円	
妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
		多胎ピアサポート事業										
		多胎妊産婦等サポーター等事業										
		妊産婦等への育児用品等支援										
		出産や子育てに悩む父親支援　運営費及び研修費										
		出産や子育てに悩む父親支援　ピアサポート事業										
		小　計										
	妊娠・出産包括支援緊急整備事業											
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業											
	計											
産婦健康診査事業												
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業											
母子保健対策強化事業												
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
妊婦訪問支援事業	活動費											
	事業費（民間委託の場合の加算）											
	計											
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
合　計												
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）												

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式１－２　国庫補助金所要額市町村別集計表

都道府県名

区分 / 市町村名	種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①−②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額 ⑧	要国庫補助額（⑧×補助率）⑨	備考
				円	円	円	円		円	円	円	円	
都道府県合計	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
			多胎ピアサポート事業										
			多胎妊産婦等サポーター等事業										
			妊産婦等への育児用品等支援										
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費										
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業										
			小　計										
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業											
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業											
		計											
	産婦健康診査事業												
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業											
	母子保健対策強化事業												
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
	妊婦訪問支援事業	活動費											
		事業費（民間委託の場合の加算）											
	計												
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
合　計													
人口　人	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
			多胎ピアサポート事業										
			多胎妊産婦等サポーター等事業										
			妊産婦等への育児用品等支援										
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費										
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業										
			小　計										
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業											
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業											
		計											
	産婦健康診査事業												
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業											
	母子保健対策強化事業												
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
	妊婦訪問支援事業	活動費											
		事業費（民間委託の場合の加算）											
	計												
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
合　計													
人口　人	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等										
			多胎ピアサポート事業										
			多胎妊産婦等サポーター等事業										
			妊産婦等への育児用品等支援										
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費										
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業										
			小　計										
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業											
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業											
		計											
	産婦健康診査事業												
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業												
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業											
	母子保健対策強化事業												
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業												
	妊婦訪問支援事業	活動費											
		事業費（民間委託の場合の加算）											
	計												
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業												
合　計													

（注）この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

別紙様式第２－２

番　　号

（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金交付決定通知書

市　町　村　名

（元号）　年　月　日第　号で申請のあった（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により［（修正の場合）第６条第３項の規定により修正のうえ］、（元号）　年　月　日こ成母第　号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第８条の規定により通知する。

（元号）　年　月　日

都道府県知事

1　この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成母第※※号こども家庭庁長官通知の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の３に定める市町村が行う事業であり、その内容は（元号）　年　月　日　申請書記載のとおりである。

2　事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

3　この補助金の額の確定は、交付要綱の４に定める交付額の算定方法により行うものである。

4　この補助金は、交付要綱の５に掲げる事項を条件として交付するものである。

5　事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

6　この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第９条第１項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、（元号）　年　月　日とする。

別紙様式第３

番　　号
年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長

（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金の変更交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
（また、管内市町村分の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。）

１　国庫補助金申請額　　金　　円
（　　都道府県分　金　　円
　　市町村分　金　　円
　既交付決定額　都道府県分　金　　円
　　市町村分　金　　円
　今回増加額　都道府県分　金　　円
　　市町村分　金　　円）
（※都道府県分に間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること）

２　国庫補助金所要額調書　　［様式２］

３　添付書類
(1)　当該事業に関する歳入歳出予算書抄本
(2)　その他参考資料
（(3)　国庫補助金所要額市町村別集計表［様式２－２］
(4)　市町村長から提出のあった交付申請書）

※（　）内については、交付要綱６（１）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

様式２　国庫補助金所要額調書（直接補助分）
（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県・指定都市・中核市名

種目等				総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	要国庫補助額（⑧×補助率）⑨	備考
				円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業													
性と健康の相談支援センター事業	基本分												
	加算分	夜間・休日対応加算											
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）	運営費										
			初回産科受診料支援										
			交通費支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）	運営費										
			初回産科受診料支援										
			交通費支援										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）	運営費										
			SNS等運用費										
			緊急一時的な居場所の確保費用										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）	運営費										
			夜間・休日対応加算										
			SNS等運用費										
			緊急一時的な居場所の確保費用										
		出生前遺伝学的検査加算	運営費										
			研修費										
		HTLV-1等母子感染対策事業											
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症等ネットワーク支援										
			ピア・サポート活動等への支援										
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算											
	計												
不育症検査費用助成事業	検査費用助成												
	広報啓発費用（事務費）												
	計												
妊娠・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分）））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等											
		多胎ピアサポート事業											
		多胎妊産婦等サポーター等事業											
		妊産婦等への育児用品等支援											
		出産や子育てに悩む父親支援	運営費及び研修費										
			ピアサポート事業										
	小計												
	妊娠・出産包括支援緊急整備事業												
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業												
	計												
妊娠・出産包括支援事業（都道府県分）	妊娠・出産包括支援推進事業												
産婦健康診査事業													
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業												
	新生児聴覚検査管理等事業												
	聴覚検査機器購入支援事業												
	計												
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業													
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業													
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業												
	保健師等に対する研修の実施												
	計												
母子保健対策強化事業（市町村分）													
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）												
	各種健診等管理等事業・先天性代謝異常等検査に係る外部　精度管理支援事業（都道府県・指定都市分）												
	計												
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業													
妊婦訪問支援事業	活動費												
	事業費（民間委託の場合の加算）												
	計												
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業													
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業													
合計													
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)(市)								⑪が△減少の場合の補助金受入額			既交付決定額⑩		
											増加（△減少）額		

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。
（注２）性と健康の相談センター事業のうち（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別添（様式１）の「基準額④」欄の合計額を記入すること。
不育症検査費用助成事業のうち「流死産検体を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別添（様式1－2）の「基準額⑤」欄の合計額を記入すること。

別添（様式２－１）

性と健康の相談センター事業
（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算

NO	件数（見込み） ①	相談費用（見込み） ②	７割相当額 ③(②×0.7)	基準額 （１件あたり） ④	基準額 （合計） ⑤（①×④）
1			円	円	円
2			円	円	円
3			円	円	円
4			円	円	円
5			円	円	円
6			円	円	円
7			円	円	円
8			円	円	円
9			円	円	円
10			円	円	円
11			円	円	円
12			円	円	円
13			円	円	円
14			円	円	円
15			円	円	円
16			円	円	円
17			円	円	円
18			円	円	円
19			円	円	円
20			円	円	円
合計	件	円			円

（注１）「７割相当額③」欄は、「相談費用②」欄の７割相当額（百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

別添（様式２－２）

不育症検査費用助成事業

実施件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式２　国庫補助金所要額調書（間接補助分）

（都道府県用）

都道府県名

市町村名	種目等		総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の支出予定額④	基準額⑤	選定額⑥	（⑥×３／４）⑦	都道府県補助額⑧	国庫補助基本額⑨	要国庫補助額（⑨×２／３）⑩	既交付決定額⑪	増加（△減少）額（⑩－⑪）⑫	備考
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
都道府県合計	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援													
		宿泊費支援													
	合計														
総合計															

（注１）「選定額⑥」欄は、③、④及び⑤を比較して少ない方の額を算出する。

（注２）「国庫補助基本額⑨」欄は、⑦及び⑧を比較して少ない方の額を算出する。

様式２　国庫補助金所要額調書

（市区町村用）

市区町村名

種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額（①－②） ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額 ⑧	要国庫補助額（⑧×補助率） ⑨	既交付決定額 ⑩	増加（△減少）額（⑨－⑩） ⑪	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円			
妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等												
		多胎ピアサポート事業												
		多胎妊産婦等サポーター等事業												
		妊産婦等への育児用品等支援												
		出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費												
		出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業												
		小計												
	妊娠・出産包括支援緊急整備事業													
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業													
	計													
産婦健康診査事業														
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業														
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業													
母子保健対策強化事業														
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業														
妊婦訪問支援事業	活動費													
	事業費（民間委託の場合の加算）													
	計													
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業														
合計														
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）										⑪が△減少の場合の補助金受入額				

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式２－２　国庫補助金所要額市町村別集計表

都道府県名

区分 / 市町村名	種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の支出予定額 ④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額 (⑤×⑥) ⑦	国庫補助 基本額 ⑧	要国庫補助額 (⑧×補助率) ⑨	既交付決定額 ⑩	増加（△減少）額 (⑨－⑩) ⑪	備考
				円	円	円	円		円	円	円	円			
都道府県合計	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等												
			多胎ピアサポート事業												
			多胎妊産婦等サポーター等事業												
			妊産婦等への育児用品等支援												
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費												
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業												
			小　計												
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業													
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業													
		計													
	産婦健康診査事業														
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業														
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業													
	母子保健対策強化事業														
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業														
	妊婦訪問支援事業	活動費													
		事業費（民間委託の場合の加算）													
	計														
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業														
	合　計														
市町村名	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等												
			多胎ピアサポート事業												
			多胎妊産婦等サポーター等事業												
			妊産婦等への育児用品等支援												
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費												
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業												
			小　計												
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業													
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業													
		計													
	産婦健康診査事業														
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業														
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業													
	母子保健対策強化事業														
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業														
人口	妊婦訪問支援事業	活動費													
		事業費（民間委託の場合の加算）													
	計														
人	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業														
	合　計														
市町村名	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等												
			多胎ピアサポート事業												
			多胎妊産婦等サポーター等事業												
			妊産婦等への育児用品等支援												
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費												
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業												
			小　計												
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業													
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業													
		計													
	産婦健康診査事業														
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業														
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業													
	母子保健対策強化事業														
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業														
人口	妊婦訪問支援事業	活動費													
		事業費（民間委託の場合の加算）													
	計														
人	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業														
	合　計														

（注）この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

別紙様式第３－２

番　　号

（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金変更交付決定通知書

市　町　村　名

（元号）　年　月　日こ成母第　　号で交付決定された（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金については、（元号）　年　月　日　第　号申請に基づき、（元号）　年　月　日こ成母第　　号をもって、決定の内容を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

【超過交付額がある場合のみ記載】
なお、超過交付となった金　　円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第１項の規定により（元号）　年　月　日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

（元号）　年　月　日

都道府県知事

1　この補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成母第※※号こども家庭庁長官通知の別紙「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」の３に定める市町村が行う事業であり、その内容は（元号）　年　月　日　申請書記載のとおりである。

2　事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更される場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回増加（減少）額	金	円

3　この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第９条第１項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、（元号）　年　月　日とする。

別紙様式第４

番　　号
年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
市町村長

（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績を次のとおり報告する。
（また、管内市町村分の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、とりまとめて提出する。）

1　国庫補助金精算額　　金　　円
（都道府県分　　金　　円
市町村分　　金　　円）
（※都道府県分に間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること）

2　国庫補助金精算額調書　　［ 様式３ ］

3　添付書類
(1)　当該事業に関する歳入歳出決算書（見込書）抄本
(2)　その他参考資料
（(3)　国庫補助金精算額市町村別集計表［様式３－２］
(4)　市町村長から提出のあった事業実績報告書）

※（　）内については、交付要綱11（１）により都道府県が提出する場合についてのみ該当する。

様式３　国庫補助金所要額調書（直接補助分）
（都道府県・指定都市・中核市用）

都道府県・指定都市・中核市名

種目等				総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の実支出額④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額⑧	要国庫補助額（⑧×補助率）⑨	備考
				円	円	円	円		円	円	円	円	
こどもの心の診療ネットワーク事業													
性と健康の相談支援センター事業	基本分												
	加算分	夜間・休日対応加算											
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（直営）	運営費										
			初回産科受診料支援										
			交通費支援										
		特定妊婦等に対する産科婦人科受診等支援加算（委託）	運営費										
			初回産科受診料支援										
			交通費支援										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（直営）	運営費										
			SNS等運用費										
			緊急一時的な居場所の確保費用										
		若年妊婦等に対する支援体制強化加算（委託）	運営費										
			夜間・休日対応加算										
			SNS等運用費										
			緊急一時的な居場所の確保費用										
		出生前遺伝学的検査加算	運営費										
			研修費										
		HTLV-1等母子感染対策事業											
		不妊症・不育症支援ネットワーク事業	不妊症・不育症等ネットワーク支援										
			ピア・サポート活動等への支援										
		基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算											
	計												
不育症検査費用助成事業	検査費用助成												
	広報啓発費用（事務費）												
	計												
妊娠・出産包括支援事業（市町村分（ただし、多胎ピアサポート事業及び多胎妊産婦等サポーター等事業については都道府県及び市町村分）））	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等											
		多胎ピアサポート事業											
		多胎妊産婦等サポーター等事業											
		妊産婦等への育児用品等支援											
		出産や子育てに悩む父親支援	運営費及び研修費										
			ピアサポート事業										
		小計											
	妊娠・出産包括支援緊急整備事業												
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業												
	計												
妊娠・出産包括支援事業（都道府県分）	妊娠・出産包括支援推進事業												
産婦健康診査事業													
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査体制整備事業												
	新生児聴覚検査管理等事業												
	聴覚検査機器購入支援事業												
	計												
予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業													
多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業													
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業												
	保健師等に対する研修の実施												
	計												
母子保健対策強化事業（市町村分）													
母子保健対策強化事業	母子保健事業等推進体制整備事業（都道府県分）												
	各種健診等管理等事業・先天性代謝異常等検査に係る外部　精度管理支援事業（都道府県・指定都市分）												
	計												
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業													
妊婦訪問支援事業	活動費												
	事業費（民間委託の場合の加算）												
	計												
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業													
妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業													
合計													
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口(人)(市)											交付決定額⑩	国庫補助金受入額⑪	差引過(△)不足額(⑪－
													精算額⑬

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）性と健康の相談センター事業のうち（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別添（様式１）の「基準額③」欄の合計額を記入すること。

不育症検査費用助成事業のうち「流死産検体を用いた遺伝子検査」の「基準額（⑤×⑥）⑦」欄は、別添（様式1－2）の「基準額⑤」欄の合計額を記入すること。

別添（様式３－１）

性と健康の相談センター事業
（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算

NO	件数 ①	相談費用 ②	７割相当額 ③(②×0.7)	基準額 （１件あたり） ④	基準額 （合計） ⑤（①×④）
1			円	円	円
2			円	円	円
3			円	円	円
4			円	円	円
5			円	円	円
6			円	円	円
7			円	円	円
8			円	円	円
9			円	円	円
10			円	円	円
11			円	円	円
12			円	円	円
13			円	円	円
14			円	円	円
15			円	円	円
16			円	円	円
17			円	円	円
18			円	円	円
19			円	円	円
20			円	円	円
合計	件	円			円

（注１）「７割相当額③」欄は、「相談費用②」欄の７割相当額（百円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

別添（様式３－２）

不育症検査費用助成事業

実施件数 ①	実施検査名 ②	検査費用 ③	７割相当額 ④(③×0.7)	基準額 ⑤
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
16			円	円
17			円	円
18			円	円
19			円	円
20			円	円
合計		円	円	円

（注１）「検査費用③」欄は、先進医療の検査費用を記載すること。

（注２）「７割相当額④」欄は、「検査費用③」欄の７割相当額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を算出する。

様式３　国庫補助金所要額調書（間接補助分）

（都道府県用）

都道府県名

市町村名	種目等		総事業費①	寄付金その他の収入額②	差引額（①－②）③	対象経費の実支出額④	基準額⑤	選定額⑥	（⑥×３／４）⑦	都道府県補助額⑧	国庫補助基本額⑨	要国庫補助額（⑨×２／３）⑩	交付決定額⑪	国庫補助金受入額⑫	差引過（△）不足額（⑫－⑩）⑬	精算額⑭	備考
			円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	
都道府県合計	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	総合計																
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	合計																
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	合計																
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	合計																
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	合計																
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	合計																
市町村名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	交通費支援															
		宿泊費支援															
	合計																
総合計																	

（注１）「選定額⑥」欄は、③、④及び⑤を比較して少ない方の額を算出する。

（注２）「国庫補助基本額⑨」欄は、⑦及び⑧を比較して少ない方の額を算出する。

様式３　国庫補助金所要額調書

（市区町村用）

市区町村名

種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額（①－②） ③	対象経費の実支出額 ④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 基準額（⑤×⑥）⑦	国庫補助基本額 ⑧	要国庫補助額（⑧×補助率） ⑨	交付決定額 ⑩	国庫補助金受入額 ⑪	差引過(△)不足額（⑪－⑨） ⑫	精算額 ⑬	備考
			円	円	円	円		円	円	円	円					
妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等														
		多胎ピアサポート事業														
		多胎妊産婦等サポーター等事業														
		妊産婦等への育児用品等支援														
		出産や子育てに悩む父親支援　運営費及び研修費														
		出産や子育てに悩む父親支援　ピアサポート事業														
		小　計														
	妊娠・出産包括支援緊急整備事業															
	こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業															
	計															
産婦健康診査事業																
多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業																
被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	相談支援等事業															
母子保健対策強化事業																
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業																
妊婦訪問支援事業	活動費															
	事業費（民間委託の場合の加算）															
	計															
特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業																
合　計																
当該年度開始前の1月1日現在の住民基本台帳人口（人）																

（注１）「国庫補助基本額⑧」欄は、③、④及び⑦とを比較して少ない方の額を記入すること。

（注２）「合計」欄の「要国庫補助額」において、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。

様式３－２　国庫補助金所要額市町村別集計表

都道府県名

区分 / 市町村名	種目等			総事業費 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (①－②) ③	対象経費の実支出額 ④	基準額 月数等⑤	基準額 単価⑥	基準額 (⑤×⑥) ⑦	国庫補助基本額 ⑧	要国庫補助額(⑧×補助率) ⑨	交付決定額 ⑩	国庫補助金受入額 ⑪	差引過(△)不足額 (⑪－⑨)	精算額 ⑬	備考
				円	円	円	円		円	円	円	円					
都道府県合計	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等														
			多胎ピアサポート事業														
			多胎妊産婦等サポーター等事業														
			妊産婦等への育児用品等支援														
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費														
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業														
			小計														
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業															
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業															
		計															
	産婦健康診査事業																
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業																
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業															
	母子保健対策強化事業																
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業																
	妊婦訪問支援事業	活動費															
		事業費（民間委託の場合の加算）															
	計																
	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業																
	合計																
市町村名	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等														
			多胎ピアサポート事業														
			多胎妊産婦等サポーター等事業														
			妊産婦等への育児用品等支援														
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費														
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業														
			小計														
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業															
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業															
		計															
	産婦健康診査事業																
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業																
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業															
	母子保健対策強化事業																
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業																
人口	妊婦訪問支援事業	活動費															
		事業費（民間委託の場合の加算）															
	計																
人	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業																
	合計																
市町村名	妊娠・出産包括支援事業	産前・産後サポート事業	産前・産後サポート相談支援等														
			多胎ピアサポート事業														
			多胎妊産婦等サポーター等事業														
			妊産婦等への育児用品等支援														
			出産や子育てに悩む父親支援 運営費及び研修費														
			出産や子育てに悩む父親支援 ピアサポート事業														
			小計														
		妊娠・出産包括支援緊急整備事業															
		こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業															
		計															
	産婦健康診査事業																
	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業																
	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援	相談支援等事業															
	母子保健対策強化事業																
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業																
人口	妊婦訪問支援事業	活動費															
		事業費（民間委託の場合の加算）															
	計																
人	特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業																
	合計																

（注）この表は、市町村長から提出された国庫補助金所要額調書に基づいて作成すること。

別紙様式第４－２

番　　号

（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金交付額確定通知書

市　町　村　名

（元号）　年　月　日　第　号で交付決定の通知をした（元号）　年度母子保健衛生費国庫補助金については、（元号）　年　月　日　第　号事業実績報告に基づき、（元号）　年　月　日こ成母第　号をもって交付額が金　　円に確定されたので通知する。

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金　　円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第２項の規定により、（元号）　年　月　日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

（元号）　年　月　日

都道府県知事

別紙様式第５

番　　号
年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
市　町　村　長
特　別　区　長

（元号）　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日こ成母第　　号により交付決定があった母子保健衛生費補助金について、（元号）年度母子保健衛生費国庫補助金交付要綱５（８）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金　　円

３　添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。